

議案第98号

世田谷区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和4年11月29日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 区長等の期末手当を改定するとともに、その支給の回数を変更する必要がある
るので、本案を提出する。

世田谷区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 世田谷区長等の給料等に関する条例（昭和47年6月世田谷区条例第19号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「100分の175」を「100分の185」に改める。

第2条 世田谷区長等の給料等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「、3月に支給する場合には100分の25、6月に支給する場合には100分の170、12月に支給する場合には100分の185」を「100分の190」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和5年4月1日から施行する。